

『日本靈異記』の地域像

—七世紀の播磨と但馬—

秋吉正博

はじめに

本稿は、日本最初の説話集とされる『日本国現報善悪靈異記』（以下『靈異記』、『日本靈異記』と略す¹⁾）の説話を取り上げ、古代の人々の生活と信仰をめぐる社会的な状況を描いたものと捉え直して、説話の舞台として描かれた場所の地域像に注目するものである。『靈異記』に見える日本国内の諸国のうち、現在の兵庫県域に重なる諸国を舞台とした説話を選んで地域像の特徴を考察する。兵庫県域の古代に関して基本的な事柄にも言及することになるが、『靈異記』を通して古代社会の実像に近づく一助としたい。

一、「都鄙間交通」と『靈異記』

『靈異記』は日本で最も古い仏教説話集の一つであるとされ、文学研究では説話表現の面白さ、説話に潜む神話の構造、説話集の特質などについての成果が積み重ねられている。七・八世紀の古代社会を考えるために歴史研究でも参照されており、他の史料に基づく研究成果との照合が陰ながら行われている。歴史研究の側が『靈異記』を用いる場合は、仏教者・檀越や寺院・堂などをめぐる制度と実態を考察してきた古代仏教史の研究を除くと、現在の地名・人名・職名が出てくる歴史的事件やその事件の描写に表れた権力関係に注目するか、説話の中に織り込まれた僧俗の社会生活と律令体制との関係に注目するものであった。しかし、『靈異記』に集成された説話が人を媒介として生成され、伝達されて変容してきたものである以上、説話に描かれた人々と同様に、説話の生成・

伝達の媒介となった人々の存在を無視することはできないだろう。そのような性質をもつ説話を、歴史研究の素材として取り上げた研究としては、『靈異記』等を手掛かりに用いて論じられた「都鄙間交通」をめぐる研究成果がある。

本稿で先行研究を詳細に再検討する用意はないが、共通した問題意識は指摘することができる。先行研究の前提は、古代国家による官道を中心とした全国交通網の整備である。七・八世紀の律令体制の成立と展開に伴い、官道の整備が進むと、官道を中心に交通網が再編されて五畿七道諸国に張り巡らされる。宮・都城と諸国との間を結んだ道路では、公文書等の伝達、調庸等の物資の運送などの定期的な往還が盛んになった。このようないわば公的交通が「都鄙間交通」全体の活発化の状況を生み出して、公文書や調庸等の定期的な伝達・運送にとどまらない展開を示したところに着目した試みであった。

傍証のための史料として利用されることの多い『靈異記』等の説話集が、このとき改めて注目を集めた。「都鄙間交通」の担い手を登場人物の一人とする説話を選び出して、説話の記述から彼らの活動を捉えることができ

ば、他の史料群に基づく諸研究から再構築された七・八世紀の時代像と対照させて検討しやすい。ここでは宮・都城と諸国との間を往還する人々を介して、宮・都城の知識や技術・物資などが諸国に伝わり、在地の秩序に影響したという結論が導き出される。その影響は物資・技術・知識等の交通に収まらなかった。たとえば、在地の豪族が檀越となって寺や堂を作り、大和官大寺僧を勧請して法会を開き、在地の支配秩序の維持を図ろうとしたことが『靈異記』から読み取れる。大和官大寺僧の呪術的な能力を期待してのことである。大和官大寺僧のほか、「都鄙間交通」を担った人々としては、国分寺僧、「商旅之徒」などが指摘されてきた。

もう一つ注目される視点は、「都鄙」間で盛んに行われた宗教的あるいは文化的な交流の担い手を媒介に説話が生み出される状況を想定するものであった。「都鄙間交通」の担い手のうち、官大寺や国分寺の僧侶等が見聞きした不思議な出来事をもとに作った法話・説話が、同じ僧侶等の間で流通しており、彼らの口承や記録を通じて僧俗の間に伝わる。『靈異記』説話の基本が仏教説話であることから、このような説話の生成と流通を念頭に置いてい

るのだろう。「商旅之徒」に注目する研究においても、基本的には同じ視点から述べている。「商旅之徒」の見聞きした不思議な出来事が語り継がれ、あるいは書き継がれ、官大寺や国分寺の僧侶等の耳目に入り、仏教説話として整えられて流通したという捉え方である。

「都鄙間交通」の先行研究を参照すれば、古代の人々の生活圏は五畿七道に張り巡らされた陸路・海路等につながることを再認識するべきであり、各地の生活圏に限定せず、生活圏以外の地域との交通に対して関心を広げることが必要である。遠隔地間の交通を説話から読み取ることによって、「都鄙間交通」を支えた国家の支配秩序や在地の社会的関係が見えてくるとともに、仏教との関わりにおいて出来事を語る説話の成立・変容の背景がうかがえるだろう。個々の説話を歴史的な文脈で読み解く可能性を探るにあたっては、『靈異記』で与えられた各説話の役割を考慮に入れ、登場人物の生活の場面で発生した出来事の虚構性を成り立たせる道具立てや場面設定の歴史的背景を見直すことが求められる。

二、『靈異記』の畿内近国

まず現在の兵庫県域に重なる諸国が古代に与えられていた性格を押さえておこう。兵庫県域は近代になり、近世の藩領等を段階的に合併して成立した。最終的に現在の県域は、古代でいう播磨・但馬・淡路の三ヶ国を中心に、丹波の西部、摂津の西部、美作の一部、備前の一部に及ぶ広大な範囲を包摂する行政区分である。現在でも旧藩や旧国・旧郡の地域性が強いというが、地域の違いを強調することが目的ではないため、各地域の共通性として畿内近国であることに注目したい。

畿内近国という表現は畿内に近い諸国を意味しており、『延喜式』に見える畿内・近国・中国・遠国の地域区分に基づいている。『延喜式』巻二十一「民部上の1畿内条から³⁾8 西海道条までの条文によれば、「畿内」は山城・大和・摂津・河内・和泉の五ヶ国であるが、「近国」に分類される国は、大宰府の管轄下にある西海道諸国を除く六道諸国に含まれている。以下の通りである。

- ・東海道… 伊賀・伊勢・志摩・尾張・三河
- ・東山道… 近江・美濃
- ・北陸道… 若狭
- ・山陰道… 丹波・丹後・但馬・因幡

・山陽道：播磨・美作・備前

・南海道：紀伊・淡路

『延喜式』の諸国の名称は、九世紀にはほぼ諸国の分割が確定した状況を踏まえたものであり、『靈異記』に描かれた七・八世紀の諸国の状況と異なっているが、個々の説話を読み解くときに必要な知識となる。「都鄙間交通」の諸研究で注目されたのは、宮・都城から諸国各地への強い影響であった。宮・都城は主に大和・山城・摂津などの畿内諸国に置かれ、兵庫県域に重なる摂津には、難波宮や平安末期の福原京が置かれた。畿内の周囲に位置する近国のいくつかは、大嘗祭の悠紀・主基国として卜定されているように、畿内に近い国々であるがゆえに特別な役割をあてられていた。

さて、兵庫県域に重なる諸国を拾うと、畿内諸国の一つである摂津、南海道の淡路、山陽道の播磨・備前・美作、山陰道の丹波・丹後・但馬という畿内一ヶ国、近国七ヶ国を数える。これらのうち近国七ヶ国は畿内諸国の山城や摂津を取り巻くように連なり、兵庫県域を越えた範囲を示しているが、七世紀末には五ヶ国であった。山陽道の備前と美作は元々一つの備前国であり、和銅六年

(七二三)に備前から六ヶ郡を割いて美作が分立する。山陰道の丹波と丹後も一つの丹波国であったが、同じ和銅六年に丹波から五ヶ郡を割いて丹後が分立している。七世紀半ばにさかのぼると、備前と美作は備中・備後とともに吉備総領の管轄下に置かれた広域行政圏であり、丹波と丹後は但馬とともに一つの行政圏であった。

七世紀後半から八世紀にかけては諸国の分割が行われ、九世紀には六十六ヶ国二嶋に落ち着いて、『延喜式』に見える諸国の構成となる。諸国の分割は基本的に田積や人口の増加、それに伴う行政運営上の困難の増大によるものであり、国内の諸勢力の対立が内包されたまま、形式的に諸国の境界の調整が進められたことは想像に難くない。現在の兵庫県域に重なる諸国もまた分割されたが、畿内と山陽道・山陰道・南海道の国々との間を行き来するための重要な位置を占めていた。

『靈異記』の編者景戒は大和薬師寺僧となったが、元々は畿内近国の一つ紀伊国の人である。紀伊は現在の和歌山県域と重なり、山を越えて大和や和泉の畿内諸国に隣接し、海を隔てて山陽道や南海道の諸国と隣接していた。兵庫県域に重なる諸国との位置関係でいえば、摂津や播

磨等とは和泉を挟んで連なり、淡路とは海を隔てて隣り合う。景戒が紀伊を拠点として畿内諸国とその周辺諸国の交通を背景に生きたことに注意を払うべきであろう。交通の状況を念頭に置いてこそ、様々な説話を収集した景戒の在地社会への眼差しが、彼の生きていた時代や地域を越えて、彼のまだ生まれていない時代の直接関係のない地域に対しても貫かれていくことが理解できる。

大和などの畿内諸国を舞台とする説話は上・中・下巻を通して多く収録されているが、紀伊の地名が見える説話は下巻に一七話と集中しており、上巻に二話、中巻に三話が配されている。この偏りは特徴的であるが、上巻や中巻では下巻の説話の時期に比べて古い時期を設定している。古い時期から不思議な出来事が発生したところとして、下巻の紀伊の説話と同じくらいの重みをもたせるため、畿内諸国・紀伊以外の諸国に関わる説話を選んで収録したのではないかと考えられる。そのような視点から上巻や中巻を見ると、畿内諸国・紀伊に近い諸国の説話が注目される。本稿ではその手掛かりとして、畿内近国の播磨と但馬に関わる上巻の第五縁、第九縁、第十一縁の説話を取り上げてみたい。

三、畿内との往還

播磨を舞台とした説話は上巻第五縁と第十一縁であるが、どちらの説話でも官人や官僧が大和・摂津等から播磨を来訪していたことがうかがえる。

上巻第五縁は、紀伊の豪族による先祖の伝記を引用するかたちで描かれたものである。

・上巻第五 信敬三寶得現報縁

大花上位大部屋栖野古連公者、紀伊国名草郡宇治大伴連等先祖也。天年澄情、重尊三寶。案本記曰、(中略)皇后癸丑年春正月即位、小墾田宮卅六年御宇矣。元年夏四月庚午朔己卯、立厩戸皇子為皇太子。

即以屋栖古連公、為太子之肺脯侍者。

天皇代十三年乙丑夏五月甲寅朔戊午、勅屋栖古連公曰、「汝之功者、長遠不忘。」賜大信位。十七年己巳春二月、皇太子詔連公、而遣幡磨国揖保郡内二百七十三町五段余水田之司也。廿九年辛巳春二月、皇太子命薨于斑鳩宮。屋栖古連公為其欲之出家、天皇不聽。四八年甲申夏四月、有一大僧、執斧毆父。連公見之、直奏之曰、「僧尼檢校、忝中置上座、犯惡使

断是非。」天皇勅之曰、「諾也。」連公奉勅而檢之、僧八百卅七人、尼五百七十九人也。以觀勒僧為大僧止、以大信大伴屋栖古連公与鞍部德積為僧都。卅三年乙酉冬十二月八日、連公居住難破而忽卒之。屍有異香而飮馥矣。(後略)

「本記」によれば、大部屋栖野古連公は紀伊国名草郡の宇治大伴連等の先祖であり、三宝を尊重していた。物部弓削守屋の乱で活躍して、推古天皇の信任が厚く、推古の即位に際しては聖徳太子の侍者となった。推古天皇十七年(六〇九)に聖徳太子から「幡磨国揖保郡内二百七十三町五段余水田之司」に任命されたという。播磨国揖保郡の水田は別の史料で知られている。『上宮聖徳法王帝説』⁽⁴⁾の本文によれば、推古天皇六年(五九八)に聖徳太子の勝鬘經講説があり、推古天皇からの布施が「播磨国揖保郡佐勢地五十万代」であった。その文末の割注に「今在播磨田、三百余町者。」とある。裏書きに「或本云、播磨水田二百七十三丁五反廿四步。云云。又本云。三百六十丁。云々。」と見える「或本云」の水田の規模が『靈異記』の記述とほぼ同じである。『上宮聖徳法王帝説』の本文では、聖徳太子がその水田を法隆寺地に定めたとするが、

上巻第五縁ではそのことに言及していない。

大部屋栖野古(屋栖古とも見える)は生涯を通じて三宝を尊重する官人としての役割を果たした。推古天皇三十二年(六二四)には天皇に奏して僧尼の綱紀肅正を命じられた。推古天皇三十三年の臨死体験の際は難波に居住していたという。僧尼の綱紀肅正に関しては『日本書紀』⁽⁵⁾に見えるが、その記事に屋栖野古は登場しておらず、彼の関与の程度が疑われる。屋栖野古が実在の人物であろうとなかろうと、彼のような官人が様々な公私の用事に関係して大和・播磨・難波等の間を行き来したことは確かであろう。

上巻第十一縁では、官僧が播磨と大和の間を往還していたことが読み取れる。

・上巻第十一 自幼時用網捕魚而現得悪報縁

幡磨国飭磨郡濃於寺、京元興寺沙門慈応大徳、因檀越請、夏安居間、講法花経。時寺辺有漁夫、自幼迄長、以網為業。後時匍匐家内桑林之中、揚声叫号曰、「炎火迫身。」親属欲救、其人唱言、「莫近我。我頓欲焼。」于時其親詣寺、請求行者。行者呪時、良久乃免。其著袴焼。漁夫悚慄。詣濃於寺、於大衆中、

懺罪改心。施衣服等、令誦經竟、從此以後、不復行惡。如顏氏家訓云、昔江陵劉氏、以壳蟬羹為業。後生一兒、頭具是蟬。自頸以下、方為人身者、其斯謂之矣。

「京元興寺」の沙門慈応大徳が、播磨国飾磨郡の濃於寺檀越の勧請を受けて、夏安居で法花経を講じていた時に起きた出来事を描いている。濃於寺の周辺に住んでいた漁夫が、家内の桑林の中をはいずりまわり、炎が身に迫ってきたから、自分に近づくなど家人に対して叫んでいた。迫り来る炎を桑の木の下に重ねて幻視しており、その炎の様子は当然ながら漁夫以外には見えていない。彼の親が濃於寺に赴き、行者の助けを求めた。行者の呪によって漁夫は苦しみを脱したが、その袴は焼け焦げていた。漁夫は袴を見て戦慄を覚え、濃於寺に詣でて大衆の中で懺悔して心を改め、衣服を施して経の読誦を依頼するほどであった。そのことがあってからついに漁撈の活動を止めてしまった。編者は説話の最後に顏氏家訓の一節を引いている。

濃於寺の周辺に住んでいた若い漁夫の立場からみれば、夏安居と同じ時期に不思議な出来事に遭遇したところ、

行者の呪によって救済され、夏安居に集っていた大衆に懺悔して、その生活が一変したというわけである。因果応報の表出は通常なら漁夫の罪の蓄積に帰するが、少し違った視点から眺めてみたい。一つ注意すべきことは、漁夫はこれより前から漁撈に従事しており、これまでも濃於寺の法会が行われたはずであるが、同様の出来事が起こっていなかった点である。この時の法会が違っていたのは、慈応が招かれて濃於寺の夏安居に参加していたことであろう。慈応が呪術的能力を發揮して漁夫の苦しみを救済したわけではないが、夏安居に参加したことによって、知らずしらず不思議な出来事の発生を促して収拾する状況に関与したと見なすこともできよう。

慈応が属した「京元興寺」は、『靈異記』説話の時代順の配列から考えて、八世紀に出来た平城京の元興寺ではなく、七世紀に創建された飛鳥元興寺である。慈応は大和から播磨国飾磨郡まで呼ばれて法華経を講じたということから、大和から河内・摂津を経て播磨へ赴き、夏安居に参加し、終われば播磨から大和へ帰還したという、大和と播磨の間を往還する行程が読み取れる。

飾磨郡の濃於寺の故地は、一説によると、市川東岸流

域の四郷町の見野廃寺跡と推定されている。飾磨郡域には、七世紀から濃於寺のような私寺が存在した。檀越の豪族が私寺に大和の官大寺僧を勧請して法会を実施するなど、仏教を積極的に取り入れていたわけである。八世紀に国府や国分寺が置かれて播磨の中心地となった。現在の見野廃寺跡の北方には播磨国分寺跡、市川西岸には播磨国府跡が広がっている。

しかし、元々は沿海部として漁撈が盛んであった。大和官大寺僧を勧請して行う私寺の法会は諸産業に関わる檀越ら在地住人を前提に考えることが必要であろう。説話の内容からみて、檀越が濃於寺を設け、大和官大寺僧を勧請して法会を催した意図の一つは、寺の周辺に住む漁民を帰依させる機会を作り、漁民の漁撈活動を抑制するためであったと考えられる。単に抑制するだけでなく、上巻第五縁の説話を手掛かりにすれば、漁民を檀越や濃於寺のもつ水田の仕事へ向かわせるためではないかと連想することもできる。上巻第十一縁の漁夫が漁撈を止めることになったのは、恐らく檀越の意図を越えていて行き過ぎとさえ思えるが、『靈異記』の編者が私寺を建てた檀越たちに期待したことであるのだろうか。

四、諸国間の往還

但馬に関わる説話は上巻第九縁である。播磨に関わる二つの説話と異なり、上巻第九縁の説話は、畿内との交通を示すものではないが、畿内近国間の交通を知ることができるといえる。

・上巻第九 嬰児鷲所擒他国得逢父縁

飛鳥川原板葺宮御宇天皇之世、癸卯年春三月頃、但馬国七美郡山里人家、有嬰児女。中庭匍匐、鷲擒騰空、指東而翥。父母懇惻、哭悲追求、不知所到。故為修福。逕八箇年、以難破長柄豊前宮御宇天皇之世、庚戌年秋八月下旬、鷲擒子之父、有縁事、至於丹波国加佐郡部内、宿于他家。其家童女汲水趣井。宿人洗足、副往見之。亦村童女、集井汲水、而奪宿家童女之井。惜不合奪。其村童女、等皆同心、陵蔑之曰、「汝、鷲瞰残。何故無礼。」罵斥而打、所拍哭啼。家主待問、「汝何故哭。」宿人如見具陳上事。即問所以彼拍罵曰「鷲瞰残也。」家主答言、「其年其月日之時、余登于捕鳩之樹而居、鷲擒嬰児、從西方而來、落巢養雛。嬰児慄啼。彼雛望之、驚恐不啄。余

聞啼音、自巢取下、育女子是也。」所擒之年月日時、
按之当今語。明知我兒。爾父悲哀、具告知於鷺擒之
事。主人知美、応語而許。噫乎彼父、邂逅次於有兒
之家、遂得是乎。誠知、天哀所資、父子深縁也。是
奇異之事矣。

皇極天皇の時代、癸卯年三月、但馬国七美郡山里で鷺
が嬰兒を攫つて東方へ飛び去つて行方不明となり、両親
は我が子の追福を修した。八年後の庚戌年秋八月下旬、
嬰兒の父が「縁事」あつて丹波国加佐郡に赴いた。或る
村で宿を借りたが、その家で会つた童女が村の童女等に
「鷺の食い残し」と罵られていた。家の主人にそのわけを
尋ねると、童女は八年前に鷺が西方から運んできた嬰兒
であつた。鷺が嬰兒を雛の餌とするため、樹上の巢に落
としたところを救助して育てたという。その話を聞いた
父は、年月日の合致や鷺の飛行状況からみて、童女が鷺
に攫われた我が子であると察して事情を打ち明けた。家
の主人もまた彼の話が事実であると信じた。この再会は
天が哀れんで助けたのであり、父子の深い縁を知ること
ができ、不思議なことであると結ぶ。

父が鷺に攫われた我が子と八年ぶりに再会したという

話であり、一読して仏教と関係ないかのようだが、但馬
国七美郡山里の夫婦が攫われた子の追福を修し、天が哀
れんで助けたという呼応関係にある⁽⁶⁾。但馬国七美郡の父
は丹波国加佐郡に赴き、宿を借りた家で会つた童女が八
年前に鷺に攫われた嬰兒であることを知る。彼が育ての
親と合意する二つのポイントが指摘できる。一つは説話
で強調されている鷺に攫われた年月日と鷺の巢から助け
られた年月日が一致していることである。もう一つは強
調されていないが、鷺の飛行方向の符合であろう。鷺が
嬰兒を但馬からみて丹波の方面すなわち東方へ運び去つ
たことは、丹波からみて但馬の方面すなわち西方から運
んで来たことと合致している。

鷺に子を攫われた父の居住地である但馬国七美郡は、
現在の兵庫県美方郡香美町の南部であり、標高一〇〇〇
メートル級の山地を含む山間部に広がっていた。父が子
と再会した丹波国加佐郡は、現在の京都府舞鶴市とその
周辺に重なり、丹波国の一郡とするが、八世紀初めに丹
波国から分割されて丹後国を作つた五ヶ郡の一つである。
上巻第九縁は、明らかに七世紀の諸国間の交通を前提と
する説話として意識されたものである。

鶯は丹波国加佐郡の樹上に巢を営んでおり、雛を養う餌を探すために、わざわざ但馬国七美郡にまで飛んで来ていた。丹波国加佐郡の西端から但馬国七美郡までの直線距離は、およそ四十数キロメートルである。鶯は同じ日に嬰兒を攫い、四十数キロメートル離れた巢まで運んだことになる。鶯の行動の範囲を現代のワシタカ類の動物生態学的な知見を参考に考えよう。上巻第九縁の鶯は嬰兒のような大きさのものを捕まえて飛べ、西日本に生息していたから、イヌワシに該当する。イヌワシは雌雄のつがいでは標高五〇〇〜一〇〇〇メートルの山地帯に巢を営み、他の巣との距離を数キロメートル離してテリトリーを形成する。丹波国加佐郡の山地は一〇〇〇メートルを越えず、一番高い大江山が八三三メートルである。排他的なテリトリーよりもさらに広く採餌等で活動するホーム・レンジ（行動圏）は、営巣地周辺の地形や鶯の個性によって広さや範囲も異なり、正確な数値は未詳であるが、現在知られる広いもので二百数十平方キロメートルに及ぶという。イヌワシの行動圏に照らせば、丹波国加佐郡から但馬国七美郡までの直線距離約四十数キロメートルは遠い印象を受ける。

嬰兒を攫った鶯と違って但馬国七美郡の人の出発地と行き先は逆であるが、両者の行動の範囲がほぼ同じであることに気付くのではないかと思う。但馬国七美郡の人が自分の子を見付けるきっかけとなったのは、「縁事」あって丹波国加佐郡に出掛けたことである。「縁事」の詳細は書かれておらず、彼が但馬丹後路を通って行き来したのか、加佐郡が旅の途中なのか最終目的地であるのかもわからないが、我が子と再会して丹波国加佐郡方面から但馬国七美郡へ戻ることは疑いない。それを解く鍵として、古代では庶人が諸国の境界を越えて行き来するため、商いを名目としていた事実があった。⁽⁸⁾但馬国七美郡の人も恐らく何らかの商いを目的として出掛けたと考えべきであろう。但馬・丹波間の距離が現在知られたイヌワシの行動圏より遠いことは気になったが、商いに従事する人が諸国の境界を越えて旅することもできたとしたら、上巻第九縁に見える鶯の飛行距離がそれほど遠過ぎると捉えられていたわけではないようである。

おわりに

『靈異記』の説話に描かれたことをそのまま事実として

用いるのはためられるが、各説話の特徴と説話集の編纂との関わりを考慮しつつ、各説話の虚構性を支える道具立てや場面設定の歴史的背景を読み解く可能性を探れるのではないだろうか。そのような考え方に立って『靈異記』を読むことも容易ではないが、本稿では「都鄙間交通」に関する先行研究を参照しながら、七世紀の畿内近国をめぐる状況を踏まえて、『靈異記』上巻に収められた七世紀の播磨と但馬に関わる説話を読み、地域像の特徴を指摘しようと試みた。

『靈異記』の編者景戒の拠点が紀伊であり、大和薬師寺僧となった経歴を手掛かりに、『靈異記』において与えられていた畿内近国の位置付けを見直すべきことを指摘した。大和・河内・摂津などの畿内諸国を舞台とした説話は上・中・下巻を通じて多く、紀伊を舞台とした説話は下巻に集中している。それに対して紀伊と同じ畿内近国である播磨と但馬の説話が上巻に選ばれているのは、古くから仏教の受容による影響を受けた地域と見なされ、紀伊の説話に近い重みを与えられていたからではないかと考えた。

公私の用事に従って居住地域から他の地域へ移動した

人や、そのような人を迎えた人々が仏教との関わりを捉え直す機縁を得たことになるが、仏教に対する関わり方や構えは崇仏派の官人、大和官大寺僧、行者、在地の豪族、漁夫、山間部の民などの立場や状況に応じて異なっていた。三宝を尊重する官人と皇族との仕奉関係、官僧と在地との相互依存的な関係、在地の私寺をめぐる豪族と庶人との支配関係、「商旅」を介した庶人同士の相互扶助的な関係などが見いだされた。播磨と但馬に関わるわずか三つの説話からではあるが、仏教との関わりにおいて捉え直される出来事は、古代の公私の交通を背景として畿内近国が抱えるに至った、様々な社会的問題を示唆する象徴性を帯びているとすることができる。

播磨と但馬以外の諸国を舞台とする説話については、紙幅の関係で取り上げることができなかった。今後の課題としたい。

注

(1) 『靈異記』の本文の引用はおおむね新日本古典文学大系に基づいているが、日本古典文学大系、日本古典文学全集等を参照して改め、句読点や鉤括弧を補った箇所もある。

- (2) 鈴木景二「都鄙間交通と在地秩序」(『日本史研究』三十九号、一九九四年)、三舟隆之「『日本靈異記』における東国関係説話」(小峯和明・篠川賢編『日本靈異記を読む』吉川弘文館、二〇〇四年)、塩入秀敏『日本靈異記』説話の伝達について」(『上田女子短期大学紀要』三〇号、二〇〇七年)等。
- (3) 『延喜式』卷二十二民部上、1畿内条〜8西海道条。条文番号と条文名称は『訳注日本史料 延喜式』中巻による。
- (4) 沖森卓也他『上宮聖徳法王帝説 注釈と研究』(吉川弘文館、二〇〇五年)四〇頁及び八九頁。
- (5) 『日本書紀』推古天皇三十二年四月壬戌条(新訂増補国史大系)。
- (6) 守屋俊彦『続日本靈異記の研究』(三弥井書店、一九七八年)一八三〜二〇七頁。
- (7) 森岡照明他『図鑑日本のワシタカ類』(文一総合出版、一九九五年)二二〇〜二三九頁、環境省「希少猛禽類調査(イヌワシ・クマタカ)の結果について」別表(環境省ウェブサイトを、報道発表資料、平成十六年八月三十一日)。イヌワシが生息する山地帯の標高については、前者は一〇〇〇〜一五〇〇メートルとするが、後者が五〇〇〜一〇〇〇メートルとするのに拠った。
- (8) 『続日本紀』天平神護元年二月乙亥条(新訂増補国史大系)によれば、諸人等が「商人」と詐称して淡路を訪

れて群れをなしているにもかかわらず、国司が十分に把握していないことが問題視されている。「商人」であれば、比較的自由に諸国の境界を越えて往来する慣行があったとみられる。『靈異記』の例を探すと、中巻第二十四縁に見える平城京と越前敦賀との間を行き来して交易していた檜磐嶋の説話が代表的である。

(八洲学園大学生涯学習学部准教授)